

第22回

定時株主総会招集ご通知



日時

2022年6月27日（月曜日）

午前11時（受付開始 午前10時30分）



場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階

渋谷ソラスタ

コンファレンス会議室4A

**決議
事項**

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

■目次

第22回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （添付書類）	5
事業報告	10
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	34

Landix

証券コード 2981
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都世田谷区新町3-22-2
ランディックス桜新町ビル
株式会社ランディックス
代表取締役社長 岡 田 和 也

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討をお願い致します。

事前に議決権行使をいただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月24日（金曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
 2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス 会議室4A
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご出席の際は、株主総会開催日現在の新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://landix.jp/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://landix.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

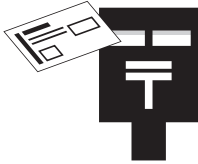
<本株主総会の事後動画配信につきまして>

本株主総会は、事後の動画配信を行います。視聴開始予定日：2022年7月8日（金）
詳細決定次第、当社HP (<https://landix.jp>) に掲載致します。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。
議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。
株主総会参考書類をご検討の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）による議決権行使



同封の
議決権行使書用紙に
各議案に対する賛否を
ご記入いただき
ご返送ください。

行使期限

2022年6月24日（金）
午後6時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社指定の
議決権行使ウェブサイト
にて各議案に対する賛否
をご入力ください。

行使期限

2022年6月24日（金）
午後6時30分受付分まで

詳細につきましては、次頁をご参照ください。

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を
ご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月27日（月）午前11時

当日の議事資料として、本招集ご通知をご持参ください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行(株)証券代行部 (以下)までお問い合わせください。

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の
操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524**
(年末年始を除く 9:00~21:00)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324**
(平日 9:00~17:00)

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

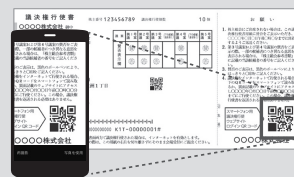
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行致します。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2022年6月24日（金曜日）午後6時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願い致します。
 - (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
 - (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- (注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**1回に限り**議決権を行使できます。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 55 円 総額 155,522,785 円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。

（1）変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定を設けるものであります。

（2）変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

<p>< 新 設 ></p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置) <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則) <u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役中野剛氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任致しますので、新たに取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者の任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
さとう はるあき 佐藤 晴朗 (1971年5月13日)	1996年4月 株式会社富士銀行入社 2000年11月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 2003年7月 同社財務マネジャー兼IRマネジャー就任 2004年9月 株式会社Gaba入社 2005年2月 同社総務部門常務執行役員就任 2007年6月 アスクル株式会社入社 2012年7月 同社広報室部長就任 2019年6月 AWL株式会社入社 2019年9月 同社取締役CFO就任 2021年2月 株式会社ジモティー入社 経営企画室長就任 2022年1月 当社入社 執行役員就任(現任) (重要な兼職の状況) なし	500株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、優秀な人材確保、当社の成長に向けた積極果断な職務執行を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年7月に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当社保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役及び管理的立場にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に既定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び訴訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当社が負担しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大と長期化が懸念され、個人消費の低迷等、先行き不透明な状況が継続しましたが、顧客の住替えニーズや住宅への関心の高まりから事業環境としては比較的堅調に推移致しました。

当社グループにおいては、効率的な営業活動を行うため、インターネットと紹介・リピートという2つの集客ルート強化に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度においては、全成約外部顧客のうち52.2%が住宅情報サービスや自社HP等のインターネットサービスをきっかけとした成約、26.3%が当社グループの協力業者・リピート顧客・紹介顧客による成約となり、これらが全体の78.5%を占めております。

仕入れについては、販売用自社物件の在庫余力を積み増すことができ、当連結会計期間末の棚卸在庫総額は5,030,423千円となり、前年同期と比べ1,847,084千円の増加（対前年増加率58.0%）となりました。

以上の結果、連結売上高が11,129,334千円（対前年増加率35.6%）となり過去最高を更新いたしました。また、連結営業利益は1,471,674千円（対前年増加率118.9%）、連結経常利益は1,419,119千円（対前年増加率122.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は937,198千円（対前年増加率118.2%）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①sumuzu事業

当社グループは主に、不動産や住宅に関する情報メディア「sumuzu（スムーズ）」運営による戸建住宅用の土地売買と建築請負紹介を主力事業としております。企業理念である「唯一無二の豊かさを創造する」を基本姿勢として、富裕層顧客からのリピート取引及び紹介案件の獲得を強みとした事業展開を行っております。また、不動産流通の段階から自社が携わり、注文住宅希望者に対しては設計段階まで社内の建築士をはじめとした自社コーディネーターがサポート及びコンサルティングを行うことで、通常の不動産業の域を超えたサービス提供をおこなっており、今期からは既存事業のクロスセル事業として収益用不動産事業への取り

組みを本格化しました。

その結果、不動産販売件数、仲介件数を伸長することができ、売上高は11,075,950千円（前年同期は8,151,521千円）となりました。また、セグメント利益は1,730,503千円（前年同期は880,139千円）となりました。

②賃貸事業

当社グループの賃貸事業は、収益用不動産を購入し、賃料収入を継続的に得ることで安定収益の基盤を形成しております。居住用及びテナント向けの収益物件においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響による退去などはなかったものの、リゾート施設における賃料収入においては落ち込みがみられました。その結果、売上高は52,252千円（前年同期は54,430千円）、セグメント利益は8,031千円（前年同期は23,026千円）となりました。

(部門別売上高)

(単位：千円)

セグメント区分	前期：第21期 (2021年3月期)		当期：第22期 (2022年3月期)		前期比
	金額	構成比	金額	構成比	
sumuzu事業	8,151,521	99.3%	11,075,950	99.5%	135.9%
賃貸事業	54,430	0.7%	52,252	0.5%	96.0%
その他の事業	1,426	0.0%	1,131	0.0%	79.3%
合計	8,207,378	100.0%	11,129,334	100.0%	135.6%

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,154,079千円であり、その主なものは東京都目黒区に建設した本社新社屋です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する不動産業界では、このコロナ禍において「家」が持つ役割がより多様になってきています。仕事場という役割の付加、家で家族と過ごす時間の増大などその重要性は増大しており、顧客の住替えニーズも増大していることから、IT化による、より便利・安全で満足度の高い不動産取引の実現および価値の提供を行っていきます。そのために、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、事業展開を図る所存です。

① 人員増強と教育による強い営業組織の構築

当社グループが行う不動産事業において、サービスを提供する営業人員のサービスレベルやスキルは、事業の成長において非常に重要なファクターであると認識しています。そのため、積極的な人員採用と教育を行い、併せて適正な評価制度や労務環境を整備することによって人員拡大を図っていきます。

② 顧客情報の整備とマーケティングへの活用

当社グループには、創業以来の富裕層顧客のデータ、及び購入見込顧客情報の豊富な蓄積があります。当該データの分析・活用を促進することで、成約率の向上、リピート・紹介率の向上によって売上・利益の向上を図り、かつ高い在庫回転率を維持することで、より強化な財務体質を構築していきます。

③ 建築請負マッチングコンサルティングの強化

当社グループでは、対面での営業活動とインサイドセールスを連携させ、注文住宅のコンサルティングサービスを提供しております。コンサルティングサービスによって、より高い付加価値を提供することで、顧客紹介や顧客単価の向上を見込むことができますので、設計士をはじめ、優秀なコンサルタントの採用及び育成を行っていきます。

④ 事業エリアの拡大

当社グループでは東京城南6区（世田谷・目黒・大田・品川・渋谷・港）を中心に事業を展開しており、目黒、桜新町、自由が丘の3拠点体制となっています。今後は、東京都内の富裕層顧客のシェア拡大を目指すとともに、培ってきた事業ノウハウをベースに他の富裕層エリアでの事業展開を想定しています。

⑤ 安定的かつ継続的な仕入れの実施

当社グループにとって、自社保有の販売物件を有することが大きな競争力の1つであります。そのため、販売物件の安定的かつ継続的な仕入れが当社グループの重要な経営課題であります。蓄積データの分析による顧客ニーズの把握、事業エリアの特長に応じた物件開発のほか、既存の仕入れルートの強化に加え、新たな仕入れ先も積極的に開拓します。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当連結会計年度)
	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
売上高 (千円)	6,441,093	8,086,485	8,207,378	11,129,334
経常利益 (千円)	832,728	969,085	639,223	1,419,119
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	571,611	675,228	429,454	937,198
1株当たり当期純利益 (円)	245.70	275.40	153.20	331.55
総資産 (千円)	6,813,854	8,157,181	9,021,346	12,768,811
純資産 (千円)	3,191,619	4,474,916	4,820,177	5,648,215
1株当たり純資産 (円)	1,367.04	1,612.35	1,706.73	1,997.47

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 当社では、第20期より連結計算書類を作成しております。なお、第19期は参考として連結財務諸表の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会社名	本社所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グランデ	東京都目黒区	10,000千円	100.0%	不動産販売事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社グランデ	東京都目黒区下目黒1丁目2番14号	1,040,000千円	5,883,438千円

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社におけるセグメント別の主要な商品・サービスは次のとおりです。

① sumuzu事業

顧客（売主・買主共に）の不動産売買仲介と、それに付随して発生する建築の請負紹介事業。

② 不動産賃貸事業

当社で保有している不動産からの収益事業。

(8) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

① 当社

名 称	所在地
目黒本社	東京都目黒区
桜新町本店	東京都世田谷区
自由が丘センター	東京都世田谷区
自由が丘サテライトオフィス	東京都目黒区

② 子会社

「(6) 重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

(2022年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
73 名	32.5 歳	3.1 年

(注) 従業員は就業人数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先の名称	借入残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	1,002,820
株式会社三菱UFJ銀行	1,266,910
株式会社三井住友銀行	644,000
株式会社横浜銀行	547,246
株式会社きらぼし銀行	1,288,860

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,827,793株
(3) 株主数 1,364名
(4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
岡 田 和 也	1,162,500株	41.11%
エムジェイ・アール合同会社	500,000株	17.68%
岡 田 英 利 子	120,000株	4.24%
岡 田 光 盛	120,000株	4.24%
蔭 山 恭 一	60,000株	2.12%
榎 田 重 夫	54,500株	1.92%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	49,300株	1.74%
柴 田 健 一	35,900株	1.26%
渡 邊 光 草	35,000株	1.23%
宇 野 康 秀	30,000株	1.06%

(注) 持株比率は自己株式（106株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

項目	第1回新株予約権 (2017年12月25日発行)	第2回新株予約権 (2018年12月13日発行)	第3回新株予約権 (2019年3月18日発行)
新株予約権の数	43,900個	10,000個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 43,900株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	1個あたり1,120円	1個あたり1,320円	1個あたり1,320円
新株予約権を行使することができる期間	2019年12月26日 ～2027年11月25日	2020年12月14日 ～2028年11月13日	2021年3月19日 ～2029年2月18日
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>	<p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②当社の普通株式いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>

(2) 当事業年度末日における当社役員の保有状況

保有者	第1回 新株予約権 (2017/12/25)	第2回 新株予約権 (2018/12/13)	第3回 新株予約権 (2019/3/18)	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	30,000個	0個	0個	1名
社外取締役	0個	0個	5,000個	1名
監査役	0個	5,000個	0個	1名

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田和也	株式会社グランデ 取締役
専務取締役 流通営業本部長	古室健	株式会社グランデ 代表取締役
取締役	中野剛	—
取締役	西村弘之	MUI株式会社 代表取締役
常勤監査役	諫山祐美	株式会社グランデ 監査役 MRT株式会社 監査役
監査役	岡本弘	—
監査役	堀内雅生	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 常勤監査役 株式会社サイバーエージェント 社外取締役監査等委員 フォースタートアップス株式会社 社外取締役 株式会社ペイロール 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役西村弘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役諫山祐美氏、岡本弘氏、堀内雅生氏は、共に会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役西村弘之氏、監査役諫山祐美氏、岡本弘氏及び堀内雅生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役諫山祐美氏、岡本弘氏、堀内雅生氏は、共に財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年6月24日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって、高木和則氏は監査役を辞任致しました。

(2) 責任限定契約の内容

当社と取締役西村弘之氏、監査役諫山祐美氏、岡本弘氏及び堀内雅生氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合には同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役及び管理的立場にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に既定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び訴訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等は対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人員	当事業年度に係る報酬等の総額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	104,900千円 (2,100千円)	(注) 2、5
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	11,226千円 (11,226千円)	(注) 3、4
合計	8名 (5名)	116,126千円 (13,326千円)	—

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第17回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第17回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 上記の監査役の対象人員及び当事業年度に係る報酬等の総額には、2021年6月24日開催の第21回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
5. 株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の個別報酬額の決定については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長岡田和也に再一任しております。業績並びに当社及び同業他社の利益水準等を基礎としつつ、各取締役の日常的な職務執行の状況を勘案して決定するにあたっては代表取締役社長が決定することが適切と判断したためであります。なお、各取締役の個別報酬額の決定に際しては、代表取締役社長は社外取締役への意見聴取を実施することとし、当該手続きを通じて決定プロセスの適正化を図っております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
西村 弘之 (社外取締役)	MUI株式会社	代表取締役	当社とMUI株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
諫山 祐美 (常勤監査役)	MRT株式会社	非常勤監査役	当社とMRT株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
堀内 雅生 (社外監査役)	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS	常勤監査役	当社と株式会社USEN-NEXT HOLDINGSとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社サイバーエージェント	社外取締役 監査等委員	当社と株式会社サイバーエージェントとの間に重要な取引その他の関係はありません。
	フォースタートアップス株式会社	社外取締役	当社とフォースタートアップス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
	株式会社ペイロール	社外取締役 監査等委員	当社と株式会社ペイロールとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
社外取締役	西 村 弘 之	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と専門的知識に基づいて、経営方針や経営計画などに関する有益な助言、提言を行っております。
常勤監査役	諫 山 祐 美	2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、公認会計士としての知見・経験に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された監査役会10回の全てに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。
社外監査役	岡 本 弘	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験、株式市場に関する専門的な知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。
社外監査役	堀 内 雅 生	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験、財務・経理・税務・内部統制に関する専門的な知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、当社の経営の監視と健全な経営のために必要な適切な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.会計監査人の報酬等については、監査役会が取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループにおきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2019年1月17日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸にした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めることとしており、主な内容については以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役等には、その職務執行が法令及び定款に適合すると共に、企業倫理を重んじ、社会的責任を果たすことを徹底しております。

(2) コンプライアンス推進の主管部門を定め、管理部としております。

(3) 取締役やその他の管理職によって構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成しております。

当事業年度においてはコンプライアンス委員会を2回開催し、特定テーマについて集中的に議論致しました。

(4) 「取締役会規程」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備しております。

当事業年度においては取締役会を18回開催し、意思決定の適正化を図ると共に、社外取締役及び社外監査役に対して定期的な業務報告を実施しております。

(5) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応しております。

(6) 連絡先が監査役及び顧問弁護士に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築しており、内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととしております。

(7) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備し、高い専門性及び倫理観を有する内部監査人による監査を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営について自主性を尊重しつつ、業績、経

営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めると共に、当該子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜報告を求めるものとしております。

(2) 管理部・経営企画室・内部監査人が子会社のコンプライアンス体制・リスク管理体制を監視すると同時に、内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導しております。

(3) 当社内に子会社の内部通報窓口を設けることにより、業務の適正確保に努めております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに、随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有しております。

(2) 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」により定めております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当責任者は管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部としております。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応しております。

当事業年度においては、リスクの顕在化を防止することを目的として、業法等の遵守に係る研修会を実施しております。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進しております。

(2) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図っております。

(3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施すると共に、評価結果を社長に報告しております。

⑦ 監査役監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」）を置くことを求めた場合

- は、適切な人員を選定することができます。
- (2) 当該補助使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとしております。
 - (3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、その他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。
 - (4) 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告することとしております。
 - a. 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項。
 - b. 当社の内部監査部門の活動概要。
 - c. 当社の内部統制に関する活動概要。
 - d. リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況。
 - (5) 会社は、監査役へ報告した者に、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いをしてはならないこととしております。
 - (6) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。
 - (7) 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要なでない認められる場合を除き、会社がこれを負担しております。
 - (8) 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備しております。
 - (9) 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができることとしております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,770,837	流動負債	5,310,132
現金及び預金	4,505,747	短期借入金	4,005,000
棚卸資産	5,030,423	1年内返済予定の長期借入金	268,382
その他	234,666	未払法人税等	453,152
固定資産	2,997,973	賞与引当金	22,412
有形固定資産	2,784,561	その他	561,186
建物及び構築物	843,856	固定負債	1,810,463
車両運搬具	1,725	長期借入金	1,773,454
工具、器具及び備品	29,725	その他	37,008
土地	1,909,254	負債合計	7,120,595
無形固定資産	1,634	(純資産の部)	
商標権	1,510	株主資本	5,648,215
ソフトウェア	124	資本金	488,554
投資その他の資産	211,776	資本剰余金	701,422
その他	211,776	利益剰余金	4,458,542
		自己株式	△304
		純資産合計	5,648,215
資産合計	12,768,811	負債・純資産合計	12,768,811

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,129,334
売 上 原 価		8,281,607
売 上 総 利 益		2,847,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,376,051
営 業 利 益		1,471,674
営 業 外 収 益		
為 替 差 益	402	
設 備 賃 貸 料	156	
そ の 他	109	668
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52,141	
そ の 他	1,082	53,223
経 常 利 益		1,419,119
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	12,502	12,502
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	570	570
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,431,050
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	547,933	
法 人 税 等 調 整 額	△54,081	493,852
当 期 純 利 益		937,198
親会社株主に帰属する当期純利益		937,198

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	486,594	699,462	3,634,311	△191	4,820,177	4,820,177
当期変動額						
新株の発行	1,960	1,960	－	－	3,920	3,920
剰余金の配当	－	－	△112,968	－	△112,968	△112,968
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	937,198	－	937,198	937,198
自己株式の取得	－	－	－	△112	△112	△112
当期変動額合計	1,960	1,960	824,230	△112	828,037	828,037
当期末残高	488,554	701,422	4,458,542	△304	5,648,215	5,648,215

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,064,824	流動負債	960,190
現金及び預金	1,965,972	短期借入金	500,000
売掛金	2,569	1年内返済予定の長期借入金	90,918
前払費用	14,858	未払金	263,579
その他	81,422	未払費用	22,087
固定資産	3,818,613	契約負債	42,927
有形固定資産	2,664,405	預り金	15,818
建物	825,096	前受収益	3,493
車両運搬具	1,725	賞与引当金	21,262
工具、器具及び備品	23,151	その他	101
土地	1,814,431	固定負債	1,333,590
無形固定資産	1,278	長期借入金	1,300,972
商標権	1,154	その他	32,617
ソフトウェア	124	負債合計	2,293,780
投資その他の資産	1,152,930	(純資産の部)	
関係会社株式	1,040,000	株主資本	3,589,658
繰延税金資産	49,176	資本金	488,554
その他	63,753	資本剰余金	478,554
		資本準備金	478,554
		利益剰余金	2,622,853
		その他利益剰余金	2,622,853
		繰越利益剰余金	2,622,853
		自己株式	△304
		純資産合計	3,589,658
資産合計	5,883,438	負債・純資産合計	5,883,438

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		831,078
売 上 原 価		27,791
売 上 総 利 益		803,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		868,242
営 業 損 失 (△)		△64,955
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	172,003	
そ の 他	2,774	174,777
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,563	
そ の 他	372	5,936
経 常 利 益		103,885
特 別 利 益		
保 険 解 約 返 戻 金	12,502	12,502
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	570	570
税 引 前 当 期 純 利 益		115,817
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	570	
法 人 税 等 調 整 額	△16,534	△15,963
当 期 純 利 益		131,781

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	486,594	476,594	476,594	2,604,040	2,604,040	△191	3,567,037	3,567,037
当期変動額								
新株の発行	1,960	1,960	1,960	－	－	－	3,920	3,920
剰余金の配当	－	－	－	△112,968	△112,968	－	△112,968	△112,968
当期純利益	－	－	－	131,781	131,781	－	131,781	131,781
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△112	△112	△112
当期変動額合計	1,960	1,960	1,960	18,812	18,812	△112	22,620	22,620
当期末残高	488,554	478,554	478,554	2,622,853	2,622,853	△304	3,589,658	3,589,658

※ 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ランディックス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランディックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランディックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ランディックス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永井 公人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランディックスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ランディックス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 諫 山 祐 美 ㊟

監 査 役（社外監査役） 岡 本 弘 ㊟

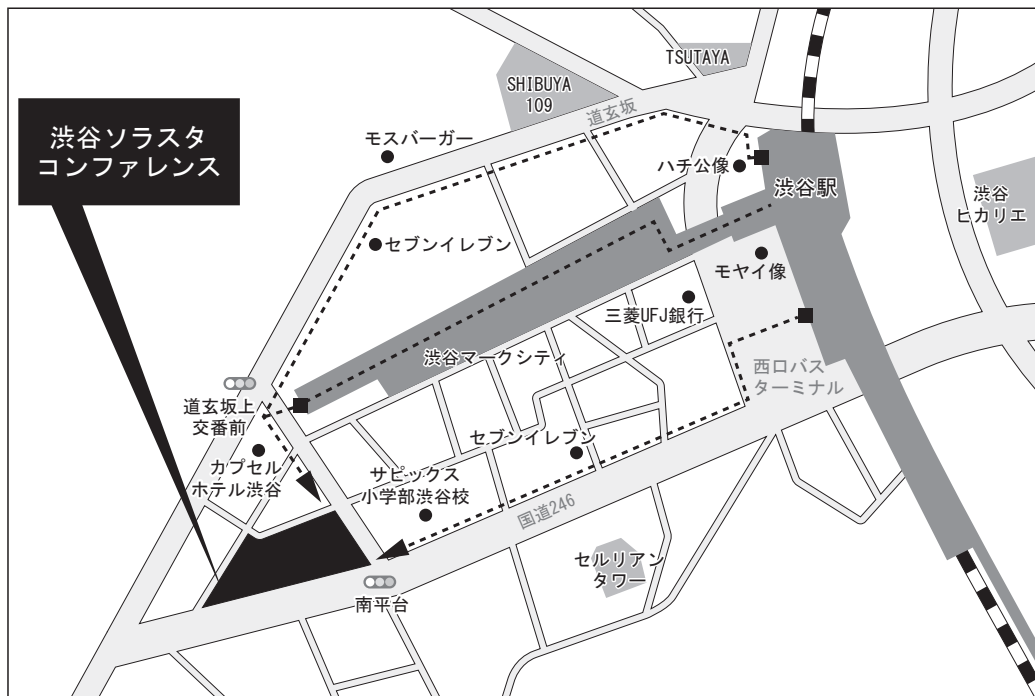
監 査 役（社外監査役） 堀 内 雅 生 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス 会議室4A



- アクセス ●JR各線 「渋谷」 駅 西口 徒歩6分
※渋谷マークシティ出口より徒歩2分
●京王井の頭線 「神泉」 駅 徒歩4分

※渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。